

## ISSUE BRIEF

# インターネット上の著作権侵害 に関する各国の法制度

国立国会図書館 ISSUE BRIEF NUMBER 747(2012. 4. 5.)

はじめに

### I 著作権侵害者への各国の対応

- 1 日本
- 2 フランス
- 3 韓国
- 4 イギリス
- 5 ドイツ
- 6 アメリカ

### II プロバイダへの各国の対応

- 1 アメリカ及び韓国
- 2 EU
- 3 日本

おわりに

表 インターネット上の著作権侵害に関する各国の法制度

音楽や映像をはじめとするあらゆるコンテンツがインターネット上で流通する現代社会では、これらを気軽に楽しむことができるようになった反面、違法配信や違法複製等の著作権侵害も問題となっている。

こうした事態に対し、我が国では刑事罰により対応しようとする動きがあるが、諸外国においても法改正等による様々な対応が図られている。例えば、フランスでは、著作権侵害者に対し数度警告を行い、なお侵害行為を繰り返す者に対し、禁錮刑や罰金刑のほか、インターネット利用の制約を科す、いわゆる「スリーストライク制」を導入している。

本稿では、我が国の状況に触れつつ、諸外国の制度の概要と運用実績等を紹介する。また、各国制度の比較を容易にするために、一覧表を末尾に掲げる。

文教科学技術課

まえばし なおこ  
(前橋 奈保子)

調査と情報

第747号

## はじめに

インターネット上の著作権侵害が問題となっている。例えば、2010年に国内でダウンロードされた音楽のうち、正規サイトからのものが約4億4000万回<sup>1</sup>である一方、著作権者の許諾を得ずにダウンロードされたのは「動画サイト」<sup>2</sup>からだけでも年間12億ファイルにのぼるとの推計がある<sup>3</sup>。インターネット上の著作権侵害に対し、我が国では刑事罰により対応しようとする動きがあるが、諸外国でも法改正等による様々な対応が図られている。以上の状況を踏まえ、本稿では、各国の対応を紹介することにより、我が国における国政審議の参考に資することとする。なお、著作権侵害対応は、侵害行為を行う者を対象とするものとプロバイダを対象とするものに分けられるが、本稿では、まず前者について違法ダウンロードに関する対応を中心に紹介し、続いてプロバイダへの対応を取り上げる。なお、各国制度の比較を容易にするために、一覧表を末尾に掲げる。

## I 著作権侵害者への各国の対応

### 1 日本

インターネット上の著作権侵害行為は、著作物を著作権者に無断で配信する行為とそれらを複製する行為に分けられる。前者は、以前より複製権又は公衆送信権を侵害するとし、民事救済<sup>4</sup>及び刑事罰（10年以下の懲役若しくは1000万円以下の罰金又はこれらの併科<sup>5</sup>）の対象とされてきた。一方後者は、平成21年に著作権法（昭和45年法律第48号）

<sup>1</sup> 一般社団法人日本レコード協会「2010年 有料音楽配信売上実績（年間）」

<<http://www.riaj.or.jp/data/download/2010.html>>

<sup>2</sup> 日本レコード協会の調査によれば、音楽の違法ダウンロードには、動画配信サイトが最も多く利用されている。他に、ファイル共有ソフトやその他のパソコンサイト、携帯電話向け掲示板サイト等が利用されている。一般社団法人日本レコード協会「「違法配信に関する利用実態調査」結果公表」（同協会広報部プレスリリース）2011.3.9.<<http://www.riaj.or.jp/release/2011/pr110309.html>> なお、日本レコード協会加盟のレコード会社等31社は、昨年（2011年）8月、動画サイト「YouTube」からのデータのダウンロードを可能にするサイトについて、これを運営する会社に対しサービスの停止と損害賠償を求める訴訟を提起したと報じられている。

「YouTube 簡単ダウンロード 無料サイトを提訴 「著作権侵害」」『読売新聞』2011.8.23, 夕刊, p.15.

<sup>3</sup> 濱野保樹東京大学教授を座長とする「動画サイトの利用実態調査検討委員会」が日本レコード協会から依頼を受け行った調査による。2011年5月に郵送又はインターネットを通じたアンケート形式で行われ、全国の13歳から69歳までの男女約4,200人が回答した。同調査は、回答者の比率を基に13歳から69歳までの国民の約70%が動画サイトを利用し、同年代の国民の36%（最近1年間に限定すると28.3%）が動画サイトからファイルをダウンロードした経験があると想定している。さらに動画サイトからダウンロードされた商業的な音楽関連ファイル（年間1人当たり平均116.8ファイル）のうち5割から8割は違法なものが占めるとし、これらの比率を人口等に乗じて推計を行っている。一般社団法人日本レコード協会「「動画サイトの利用実態調査検討委員会」報告書公表 ～国民の70%が動画サイトを利用、音楽ファイル違法ダウンロード年間12億～」（同協会広報部プレスリリース）2011.8.8.<<http://www.riaj.or.jp/release/2011/pr110808.html>>

<sup>4</sup> 例えば、携帯電話向けに音楽を無断で配信するウェブサイトの管理人に対し一般社団法人日本音楽著作権協会（JASRAC）が損害賠償を求めた訴訟の判決において、東京地裁は、当該管理人に約1億7000万円の損害賠償を命じた。（東京地方裁判所民事第46部判決平成23年11月29日、平成23年（ワ）第16905号 <<http://www.courts.go.jp/hanrei/pdf/20111212145758.pdf>>）

<sup>5</sup> 著作権法第119条第1項 警察は、平成21年よりファイル共有ソフト等を使用した著作権法違反事件の一斉取締りを行っている。警察庁「全国47都道府県警察によるファイル共有ソフト等を使用した著作権法違反事件の一斉集中取締りの実施について」2011.12.1.<[http://www.npa.go.jp/cyber/warning/h23/111201\\_1.pdf](http://www.npa.go.jp/cyber/warning/h23/111201_1.pdf)>

が改正<sup>6</sup>されるまで、その目的が個人的に又は家庭内その他これに準ずる限られた範囲内において使用することである場合（以下、私的使用目的）、たとえ違法に配信されたものを複製するとしても、著作権を侵害しないとされてきた。しかし、違法配信からの私的使用目的の録音録画が通常の著作物の流通市場に匹敵又は上回る規模に達しており、またファイル共有ソフトを利用した著作権侵害事件においては、アップロードを行う者に対処するだけでは十分対応できないとの指摘があった<sup>7</sup>ため、当該行為を違法<sup>8</sup>とする改正が行われた。ただし、同改正については、インターネット利用を萎縮させること等への懸念も示されたため、規制対象行為は録音又は録画のみ<sup>9</sup>とされ、違法配信されたものであることを知りながら当該行為を行った場合に限定されている。また、罰則の適用も除外されている<sup>10</sup>。さらに、同改正案の国会審議においては衆参両院の委員会で、違法配信と知らずに録音又は録画した利用者に不利益が生じないよう留意すること、改正内容の趣旨の周知徹底に努めること<sup>11</sup>、「識別マーク<sup>12</sup>」の普及を促進すること等を政府及び関係者に求める附帯決議<sup>13</sup>が行われた。

しかし、上述のとおり、なおインターネット上の著作権侵害状態が続いているとして、権利者団体<sup>14</sup>は、違法ダウンロードも刑事罰の適用対象とするよう求めており、自由民主党、公明党による具体的な法制化の動きも報じられている<sup>15</sup>。ただし、刑事罰化については、平成 21 年改正から時間が経っておらず時期尚早であるとして反対する意見や、違法ダウンロードか否かの判断が容易でないため消費者の行動を萎縮させると懸念する声も聞かれる。まずは違法なアップロード行為について厳格な法の適用が為されるべきとの指摘もある<sup>16</sup>。

<sup>6</sup> 著作権法の一部を改正する法律（平成 21 年法律第 53 号）による（一部を除き平成 22 年 1 月 1 日施行）。

<sup>7</sup> 文化審議会著作権分科会『文化審議会著作権分科会報告書』2009, pp.156-157.

<sup>8</sup> 著作権法第 30 条第 1 項第 3 号

<sup>9</sup> 著作権分科会報告書によれば、「録音録画以外の、例えばコンピュータープログラムの違法配信からのダウンロード等の分野を含む第 30 条の私的複製の範囲全体の見直しの検討については、法制問題小委員会で検討されているところであり、本小委員会での検討結果が参照されるものと考えられる」とされているが、まだ法改正には至っていない。前掲注(7), p.158.

<sup>10</sup> 著作権法第 119 条第 1 項

<sup>11</sup> 『政府広報オンライン』<<http://www.gov-online.go.jp/useful/article/200908/2.html>>、『政府インターネットテレビ』<<http://nettv.gov-online.go.jp/>>による広報のほか、広報番組の地上波テレビ放送、新聞及び雑誌への掲載等が行われている（文化庁長官官房著作権課「法令解説 インターネット等を活用した著作物等の流通の促進等のための著作権法改正—著作権法の一部を改正する法律」『時の法令』1854 号, 2010.3.30, p.17.）。なお、同改正の認知率は、中学生から 40 代までを対象としてオリコンが行ったインターネット調査によれば、56.1% である。オリコン「著作権法改正認知率 56.1% 認知拡大も違法 DL 利用意向は横ばい」2012.2.24.

<<http://www.oricon.co.jp/news/music/2007524/full/>>

<sup>12</sup> 日本レコード協会が、レコード会社又は映像製作会社との契約によってコンテンツを配信するウェブサイトに対し、「エルマーク」を発行している。一般社団法人日本レコード協会「エルマーク」

<<http://www.riaj.or.jp/shikibetsu/>>

<sup>13</sup> 第 171 回国会衆議院文部科学委員会議録 第 9 号 平成 21 年 5 月 8 日 p.19; 第 171 回国会参議院文教科学委員会議録 第 14 号 平成 21 年 6 月 11 日 p.14. 参照。

<sup>14</sup> 文化庁のヒアリングに対し、日本レコード協会及び日本映画製作者連盟は、刑事罰化を要望している。コンピュータソフトウェア著作権協会は、刑事罰化に異論はないが、そのことがプログラムの著作物のダウンロード違法化の議論に影響を及ぼさないよう留意すべきとしている。「文化審議会著作権分科会法制問題小委員会（第 3 回）議事録」（平成 23 年 7 月 7 日）

<[http://www.bunka.go.jp/chosakuken/singikai/housei/h23\\_shiho\\_03/gijiyoshi.html](http://www.bunka.go.jp/chosakuken/singikai/housei/h23_shiho_03/gijiyoshi.html)>

<sup>15</sup> 「違法ダウンロード処罰へ法案＝自公」『時事ドットコム』2011.12.7.

<<http://www.jiji.com/jc/zc?k=201112/2011120701034>>

<sup>16</sup> 前掲注(14); 「文化審議会著作権分科会法制問題小委員会（第 2 回）議事録」（平成 23 年 7 月 4 日）

## 2 フランス

フランスは、インターネット上の著作権侵害について、侵害者に対して数回警告を行い、なお侵害行為をやめない者に対してインターネット接続停止等の制裁を科すいわゆる「スリーストライク制」を導入している<sup>17</sup>。以下、同制度の仕組みを解説する。

まず独立公共機関<sup>18</sup>である「インターネットにおける著作物の頒布及び権利の保護のための高等機関 (Haute Autorité pour la diffusion des oeuvres et la protection des droits sur internet) <sup>19</sup>」(以下、HADOPI)の権利保護委員会は、著作権関連団体の代理人の申立てを受け<sup>20</sup>、著作権侵害事実の調査を実施する<sup>21</sup>。著作権侵害が確認された場合、権利保護委員会は、法定義務の遵守を促す勧告書を電子メール等により当該の侵害者に送付する<sup>22</sup>。1度目の勧告から6か月以内に著作権侵害行為が繰り返された場合、権利保護委員会は、1度目と同内容の勧告書を電子メール等で送り、同時に勧告書の送付日を証明する文書を書留郵便等で送付する<sup>23</sup>。2度目の勧告から1年以内に同様の行為が繰り返された場合、権利保護委員会は、当該の行為者に対し訴追の可能性について郵便書留で通知し、事実確認を行ったうえで、違法の可能性がある場合は、裁判所に提訴する<sup>24</sup>。著作権侵害について有罪が確定した場合には、主刑として3年以下の禁錮刑又は30万ユーロ以下の罰金刑<sup>25</sup>のほか、補充刑として1年以下のインターネット接続停止が科される可能性がある<sup>26</sup>。なお、インターネット接続停止の刑罰を科された者は、インターネット接続停止期間中もインターネット回線の利用料を支払い続ける必要があり、さらに、この期間内にプロバイダ契約を解約した場合には、解約にかかる費用等を支払う必要がある。また、自身が契約するインターネット回線を第三者により違法行為の目的で不正に利用された者に対しても、明白な過失<sup>27</sup>のある場合には、主刑として1,500ユーロ以下の罰金刑、補充刑として1か月以下のインターネット接続停止が科されうる<sup>28</sup>。

なお、「スリーストライク制」を導入した2009年の法改正は、当初、勧告書の送付からインターネット接続停止の実施まで、すべての段階を行政機関が実施するという内容だった<sup>29</sup>。しかし、これについては憲法院が、インターネットに接続する自由はフランス人権宣言が保障する表現の自由の一部であるとし、それを行政機関が制限することは許されな

---

<[http://www.bunka.go.jp/chosakuken/singikai/housei/h23\\_shiho\\_02/gijiyoshi.html](http://www.bunka.go.jp/chosakuken/singikai/housei/h23_shiho_02/gijiyoshi.html)>

<sup>17</sup> フランスの違法ダウンロード規制法の制定経緯及び内容の詳細については、次の資料を参照。服部有希「フランスのインターネット違法ダウンロード規制法—著作権の保護と表現の自由の均衡をめぐって—」『外国の立法』No.250, 2011.12, pp.104-144.

<[http://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo\\_3382143\\_po\\_02500005.pdf?contentNo=1](http://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_3382143_po_02500005.pdf?contentNo=1)>

<sup>18</sup> 独立行政機関のうち法人格を付与されたもの。

<sup>19</sup> 評議会及び権利保護委員会で構成される。

<sup>20</sup> 知的所有権法典L. 第331-24条 HADOPIは、申立てを受けた場合にのみ手続を開始する。

<sup>21</sup> 知的所有権法典L. 第331-21条

<sup>22</sup> 知的所有権法典L. 第331-25条第1項

<sup>23</sup> 知的所有権法典L. 第331-25条第2項

<sup>24</sup> Décret n° 2010-872 du 26 juillet 2010 relatif à la procédure devant la commission de protection des droits de la Haute Autorité pour la diffusion des oeuvres et la protection des droits sur internet

<sup>25</sup> 知的所有権法典L. 第335-2条、L. 第335-3条及びL. 第335-4条

<sup>26</sup> 知的所有権法典L. 第335-7条

<sup>27</sup> 「ここで言う明白な過失は、第2段階の勧告を受けた後に、セキュリティ確保の手段を実施しなかった場合又はこの手段の実施に際し注意を欠いた場合に認められる。」服部 前掲注(17), p.115.

<sup>28</sup> 知的所有権法典L. 第335-7-1条

<sup>29</sup> Loi n° 2009-669 du 12 juin 2009 favorisant la diffusion et la protection de la création sur internet

いとす違憲判決<sup>30</sup>を下したため、続く法改正<sup>31</sup>により、司法機関がインターネット接続停止を命じる現行の制度となった。

2010年10月以降、2011年末時点で、第1段階の勧告は822,000件、第2段階の勧告は68,343件実施されており、2012年2月には、初めて裁判所への提訴が行われたと報じられている<sup>32</sup>。米国大学研究者の研究<sup>33</sup>によれば、同制度の議論が始まった頃からフランスでは他の欧州諸国よりも正規サイトからのダウンロードが顕著に増加しており、その傾向は著作権侵害による被害の少ない宗教音楽やクラシック音楽よりも、より被害の多いヒップホップ等のジャンルにおいて顕著であるという。ただし、運用コストや侵害者の特定に課題がある<sup>34</sup>との指摘もあり、2012年4月に予定されているフランス大統領選挙の結果によっては、同制度の先行きは不透明になるという<sup>35</sup>。ニコラ・サルコジ現仏大統領がHADOPIの権限を強化する意向を示す一方、大統領選の有力な候補者であるフランソワ・オランド社会党前第1書記<sup>36</sup>及びマリヌ・ルペン国民戦線党首は、同制度の再考を求めている。

### 3 韓国

韓国も、2009年4月の著作権法改正<sup>37</sup>により、フランスと同様にいわゆる「スリーストライク制」を導入している。導入の背景には、インターネット上の著作権侵害の悪化に加え、EU及びアメリカとのFTA締結により知的財産権保護の強化が求められたことの影響もあると指摘されている<sup>38</sup>。韓国の制度は、フランスの制度といくつかの点で異なる。以下、両国の相違点を中心に解説する。

文化体育観光部長官（以下、長官）は、インターネットを通じて違法複製物が伝送<sup>39</sup>された場合、韓国著作権委員会<sup>40</sup>（以下、委員会）の審議を経て、オンラインサービス提供

<sup>30</sup> Décision n° 2009-580 DC du 10 juin 2009

<<http://www.conseil-constitutionnel.fr/conseil-constitutionnel/root/bank/pdf/conseil-constitutionnel-42666.pdf>>

<sup>31</sup> Loi n° 2009-1311 du 28 octobre 2009 relative à la protection pénale de la propriété littéraire et artistique sur internet

<sup>32</sup> “La Hadopi passe à la vitesse supérieure et transmet ses premiers dossiers à la justice: Les internautes, soupçonnés de piratage, encourent une amende de 1 500 euros,” *Le Monde*, Feb 15, 2012, p.18. なお、HADOPIは、提訴対象である165件のうち「一部」を提訴したと発表し、厳密な提訴数の発表は拒否した。

<sup>33</sup> ウェルズリー大学及びカーネギーメロン大学の研究者による研究。Brett Danaher et al. “The Effect of Graduated Response Anti-Piracy Laws on Music Sales: Evidence from an Event Study in France,” *Social Science Research Network*, January 21, 2012. <<http://dx.doi.org/10.2139/ssrn.1989240>>

<sup>34</sup> 服部 前掲注(17), pp.117-118.

<sup>35</sup> Eric Pfanner, “A Piracy Law in France Appears to Curb File-Sharing and Lift Digital Music,” *New York Times*, Feb 20, 2012, p.B.3.

<sup>36</sup> François Hollande, “La loi Hadopi doit être repensée: Protéger les auteurs et les internautes,” *Le Monde*, Mar 3, 2012, p.15.

<sup>37</sup> 韓国改正著作権法（法律第9625号、2009年4月22日公布、同年7月23日施行）以下、韓国著作権法及び著作権法施行令の邦訳は、金亮完訳「外国著作権法令集 韓国編」著作権情報センター、2011.2. <<http://www.cric.or.jp/gaikoku/skorea/skorea.html>>より引用する。

<sup>38</sup> 張睿映「諸外国における著作権侵害者に対する三振アウト制導入の動き」『企業と法創造』6(5), 2010.3, pp.164-183.

<sup>39</sup> 「伝送」とは、「公衆送信のうち、公衆の構成員が個別的に選択した時間及び場所において接近することができるよう、著作物等を利用に供することをいい、それに伴って行われる送信を含む。」（韓国著作権法第2条第10項）

<sup>40</sup> 同委員会は、文化体育観光部長官が、①著作権関連分野を専攻した大学教員、②判事、検事及び弁護士、③

者<sup>41</sup>に対し、違法複製物等の複製・伝送者に対する警告や、違法複製物の削除又は伝送の中断の措置を講じるよう命じる<sup>42</sup>。なお、同手続は、職権又は権利者の申告により開始され<sup>43</sup>、申立てを受けた場合にのみ手続が開始されるフランスとはこの点で異なる。長官は、上述の警告を3回以上受けた複製・伝送者がさらに違法複製物の伝送を行った場合、委員会の審議<sup>44</sup>を経たうえで、オンラインサービス提供者に対し、当該複製・伝送者のアカウントを6か月以内の期間<sup>45</sup>を定めて停止するよう命じる<sup>46</sup>。この場合におけるアカウントとは、特定ウェブサイトにおける当該複製・伝送者のユーザアカウントを指し、電子メール専用アカウントは除外される<sup>47</sup>ため、それが停止されてもフランスのように全くインターネットを利用できなくなるわけではない。長官の命令を履行しないオンラインサービス提供者は、1千万ウォン以下の過料を科される<sup>48</sup>。ただし、長官の命令の対象となるオンラインサービス提供者及びアカウント停止の対象となる者には、意見提出の機会が与えられる<sup>49</sup>。また、委員会は、長官の要請がなくても著作権侵害の事実を発見した場合、オンラインサービス提供者に対し、上述の警告及びアカウントの停止等を行うよう勧告することができる<sup>50</sup>。

なお、アカウント停止命令については、インターネット利用者の人権を侵害するのではないかというフランスと類似の議論があった。これに対し韓国政府は、フランスと比べてインターネットの利用制限範囲が狭く、停止期間も短いこと等を挙げ、制裁には相当性があり、憲法違反ではないと説明しているという<sup>51</sup>。実際の運用において2010年度には、長官が警告を696件、アカウント停止を11件行うよう命じ、委員会が警告を42,794件、アカウント停止を91件行うよう勧告した<sup>52</sup>。長官命令によりアカウントを停止された11名は、複数のアカウントを用いて平均200個以上の著作権侵害物を常習的にアップロードした者であるという<sup>53</sup>。

「改正著作権法国民認識調査(2009年)」によれば、違法ダウンロード経験者の45%が、

---

著作権又は文化産業分野の実務経験を有する公務員、④著作権又は文化産業関連団体の役員、⑤その他当該分野に関する学識と経験が豊かな者の中から委嘱した委員で構成される(韓国著作権法第112条の2)。

<sup>41</sup> 「オンラインサービス提供者」とは、インターネット接続サービスやインターネットを介して著作物等を複製又は送信できるサービスを提供する者等を指す(韓国著作権法第2条第30項)。

<sup>42</sup> 韓国著作権法第133条の2第1項

<sup>43</sup> 張 前掲注(38), p.170.

<sup>44</sup> 審議の際には、当該複製・伝送者の常習性、複製又は伝送した量、掲示した違法複製物等の種類及び市場における代替可能性及び違法複製物等が著作物等の流通秩序に及ぼす影響を考慮しなければならない(韓国著作権法施行令第72条の3第1項)。

<sup>45</sup> 停止期間は、1回目の停止の場合は1か月未満、2回目は1か月以上3か月未満、3回目以上は3か月以上6か月未満とされている(韓国著作権法施行令第72条の3第3項)。

<sup>46</sup> 韓国著作権法第133条の2第2項

<sup>47</sup> 張 前掲注(38), p.171.

<sup>48</sup> 韓国著作権法第142条第2項第4号

<sup>49</sup> 韓国著作権法第133条の2第7項

<sup>50</sup> 韓国著作権法第133条の3第1項 オンラインサービス提供者が勧告に従わない場合、委員会は長官に命令を要請することができる(韓国著作権法第133条の3第3項)が、実際には99%の勧告が履行されているという。張睿映「WINDOW2011 諸外国におけるスリーストライクルールの現状」『コピーライト』No.600, 2011.4, pp.56-61.

<sup>51</sup> 張 前掲注(38), p.171.

<sup>52</sup> 李海青(韓国文化体育観光部)『韓国の著作権政策の現状と課題』(第2回アジア著作権会議資料)文化庁ウェブサイト<[http://www.bunka.go.jp/chosakuken/kaizokuban/asia\\_kaigi/02/pdf/korea.pdf](http://www.bunka.go.jp/chosakuken/kaizokuban/asia_kaigi/02/pdf/korea.pdf)>

<sup>53</sup> 張 前掲注(50), p.57.

改正法施行後にダウンロード回数を減らしたと回答しているという<sup>54</sup>。ただし、大量のファイルをアップロードし利益を得ている常習行為者に対しては、制裁の効果を疑問視する声もある<sup>55</sup>。

## 4 イギリス

イギリスでは、2010年にデジタル経済法<sup>56</sup>が制定され、著作権者がプロバイダに「著作権侵害報告」(copyright infringement report)を行うことができること、プロバイダは反復的な著作権侵害者に対しインターネット接続速度の制限等の「技術的措置」(technical measure)を講じるものとする等が定められた。同法の具体的な手続は、同法の定めるところに従い、業界団体や英国通信庁(Ofcom)が策定する行動規準により定められることとなっている。ただし、同法についてはインターネット接続業者等から強い反対が示されており<sup>57</sup>、一部を除いて施行はされているものの未だ運用には至っていない。

## 5 ドイツ

ドイツの著作権法<sup>58</sup>は、2003年<sup>59</sup>及び2007年<sup>60</sup>に改正され、著作権者の許諾を得ずにアップロードされた著作物のダウンロードは、私的使用目的であっても違法であることが、条文上明確に規定されるようになった<sup>61</sup>。なお、ドイツ著作権法第106条<sup>62</sup>は、無断複製等に対し、「3年以下の自由刑又は罰金刑<sup>63</sup>に処する」と規定しているが、違法ダウンロードについては、たとえ非商業的な行為であっても、同条により刑罰を科される可能性がある

<sup>54</sup> 同上, p.58.

<sup>55</sup> “Korea starts enforcing three-strikes law,” *Managing Intellectual Property*, Nov 2010.

<sup>56</sup> Digital Economy Act 2010 (c. 24). 同法の制定経緯及び法律の骨子等については、次の資料を参照。山口広文「英国における情報通信政策の最近の動向—「デジタル・ブリテン」報告書と「2010年デジタル経済法」を中心に—」『レファレンス』715号, 2010.8, pp.5-19.

<[http://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo\\_3050283\\_po\\_071501.pdf?contentNo=1](http://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_3050283_po_071501.pdf?contentNo=1)>

<sup>57</sup> 同上, pp.14-15.

<sup>58</sup> 「著作権及び著作隣接権に関する法律」(Gesetz über Urheberrecht und verwandte Schutzrechte) 以下、ドイツ著作権法の邦訳は、本山雅弘訳「外国著作権法令集 ドイツ編」著作権情報センター, 2010.2.

<<http://www.cric.or.jp/gaikoku/germany/germany.html>>より引用する。

<sup>59</sup> 「情報社会における著作権の規整に関する法律」(Gesetz zur Regelung des Urheberrechts in der Informationsgesellschaft)による改正。2003年9月12日公布、翌13日施行。

<sup>60</sup> 「情報社会における著作権の規整に関する第二の法律」(Zweites Gesetz zur Regelung des Urheberrechts in der Informationsgesellschaft)による改正。2007年10月31日公布、2008年1月1日施行。

<sup>61</sup> 「自然人が、私的使用のために、支持物には係わらず著作物を少量複製することは、その複製が直接的であるか又は間接的であるかを問わず営利を目的としない場合であって、その複製のために明らかに違法に製作され又は公衆提供された原本が用いられないものと認められるときは、許される。」(ドイツ著作権法第53条第1項第1文) 下線は筆者による。なお、2003年改正により、違法複製物からの私的使用目的の複製は、条文上初めて違法となった。しかし、同改正では適法に作成された複製物が権利者に無断でアップロードされ、これを複製した場合は、違法とならない可能性があったため、2007年改正により、明らかに違法に公衆提供された原本からの複製も違法であることが明確化された。本山雅弘「WINDOW2008 ドイツ著作権法改正(第二バスケッ)(前編)私的複製及び補償金制度の見直し」『コピーライト』No.562, 2008.2, pp.32-39.

<sup>62</sup> 「法律により許される場合を除き、著作物又は著作物の翻案物若しくは改作物を、その権限を有する者の同意を得ることなく複製し、頒布し、又は公衆に再生する者は、3年以下の自由刑又は罰金刑に処する。」(ドイツ著作権法第106条第1項)

<sup>63</sup> ドイツにおける罰金刑は、(支払を義務付けられる)日数と(違法)行為者の経済状態等により決定された1日分の額に基づき科せられる(ドイツ刑法典(StGB)第40条)。

るといふ<sup>64</sup>。立法者は、私的使用目的の違法な複製であつて、量的に限られたものについて、上述の刑事罰を科すことは過度の制裁であるとの批判を考慮し、当初、「de minimis」（法は些事に関せず）のルールを採用して刑事的責任の免除を図ろうとしていた。しかし、この提案は、社会に対して誤った政治的シグナルを伝えてしまうことが懸念されたため、採用されなかったといふ<sup>65</sup>。結局、刑事罰の適用範囲については、検察官が判断することとされた。映画及び娯楽ソフトの業界団体で構成される著作権侵害追及協会（GVU）によれば、同団体の告訴により提起された違法ダウンロードに関する刑事訴訟手続が、2010年現在 163 件係属中といふ<sup>66</sup>。

## 6 アメリカ

アメリカの連邦著作権法<sup>67</sup>は、いわゆる「フェア・ユース」を認める包括的な権利制限規定<sup>68</sup>を置いている。これは、利用の目的や利用する著作物の量等を考慮し、およそ公正と考えられる著作物の利用に対して著作権の制限を認める一般規定であるが、最終的な判断は裁判所に任せられているため、どのような行為について権利制限が認められるか、条文上明らかでない。ただし、民事訴訟においては、ファイル共有ソフトを用いた無許諾のダウンロードは著作権侵害であるとする判例<sup>69</sup>がある。レコード会社は、2003年以降、インターネット上で著作権侵害を行う約 35,000 人に対し訴訟を提起してきた。しかし、シングルマザーや子ども等の賠償能力のない者も訴訟の対象としたことから批判を浴び、2008年頃から侵害者には警告等を行い、著作権侵害に用いられるサイト等の提供者には訴訟等の厳しい態度で臨む方向に方針を変更している<sup>70</sup>。2011年7月には、インターネットアカウントを違法ダウンロードに利用された者に対しプロバイダが警告を行い、なお侵害行為を繰り返す者に対してはインターネットアクセスの一時停止も含む措置を講じることについて、音楽、映画及びテレビ制作会社とプロバイダ事業者の間で合意がなされた<sup>71</sup>。

<sup>64</sup> 作花文雄『詳解著作権法（第4版）』ぎょうせい、2010、p.317。

<sup>65</sup> 同上、p.317。

<sup>66</sup> Gesellschaft zur Verfolgung von Urheberrechtsverletzungen e.V.(GVU), *Jahresbericht 2010*, S.27-28. <[http://www.gvu.de/34\\_Jahresberichte.htm](http://www.gvu.de/34_Jahresberichte.htm)>

<sup>67</sup> Copyright Act of 1976 以下、米国連邦著作権法の邦訳は、山本隆司訳「外国著作権法令集 アメリカ編」著作権情報センター、2009.11.<<http://www.cric.or.jp/gaikoku/america/america.html>>から引用する。

<sup>68</sup> 17 U.S.C.§107 同規定の条文は次のとおり。

「第 107 条 排他的権利の制限：フェア・ユース

第 106 条および第 106A 条の規定にかかわらず、批評、解説、ニュース報道、教授（教室における使用のために複数のコピーを作成する行為を含む）、研究または調査等を目的とする著作権のある著作物のフェア・ユース（コピーまたはレコードへの複製その他第 106 条に定める手段による使用を含む）は、著作権の侵害とならない。著作物の使用がフェア・ユースとなるか否かを判断する場合に考慮すべき要素は、以下のものを含む。

- (1) 使用の目的および性質（使用が商業性を有するかまたは非営利的教育目的かを含む）。
- (2) 著作権のある著作物の性質。
- (3) 著作権のある著作物全体との関連における使用された部分の量および実質性。
- (4) 著作権のある著作物の潜在的市場または価値に対する使用の影響。

上記のすべての要素を考慮してフェア・ユースが認定された場合、著作物が未発行であるという事実自体は、かかる認定を妨げない。」

<sup>69</sup> A&M Records, Inc. v. Napster, Inc., 239 F.3d 1004 (9th Cir. 2001) これを紹介する日本語文献として例えば、山本隆司編著・奥邨弘司『フェア・ユースの考え方』太田出版、2010、pp.238-244. がある。

<sup>70</sup> Sarah McBride and Ethan Smith, “Music Industry to Abandon Mass Suits,” *Wall Street Journal*, Dec 19, 2008, p.B.1.

<sup>71</sup> “ISPs Agree To Copyright Alerts: What It Means,” *Informationweek – Online*, Jul 8, 2011. ただし、2012

また、2012年1月には、映画や音楽等が無許諾でアップロードされ著作権者に多額の損害を与えていたウェブサイト「メガアップロード」が閉鎖され、運営者等が逮捕されている<sup>72</sup>。

一方、刑事責任については、米国著作権局長が上院委員会において、ファイル共有ソフトを用いて著作物の無許諾の複製又は配信を行うことは著作権法侵害であり、犯罪となる可能性があるとの陳述を行っている<sup>73</sup>。連邦著作権法第506条及び連邦刑法・刑事訴訟法第2319条<sup>74</sup>によれば、著作権を故意に、かつ「商業的利益又は私的な経済的利得」を目的として侵害する者には、最高で<sup>75</sup>5年（累犯で10年）以下の自由刑若しくは25万ドル（法人は50万ドル）以下の罰金又はこれらが併科される<sup>76</sup>。また、利益を得る目的がなくても、180日間に小売価額で1,000ドルを超える価値の複製物を作成した場合は、1年以下の自由刑若しくは10万ドル以下の罰金又はこれらが併科される<sup>77</sup>。ただし、著作権侵害者の刑事訴追は、通常音楽レコード及び映画の大規模かつ組織的な海賊行為に対してなされてきており<sup>78</sup>、米国司法省のマニュアル<sup>79</sup>にもフェア・ユースか否かが重要な争点となる場合、検察官は起訴に消極的であるとの記述がある。したがって、違法ダウンロードを行った者は法律上は刑事罰を科される可能性があるが、実際の運用において刑事制裁の対象となることは少なく、主に民事手続による対策が講じられていると考えられる<sup>80</sup>。

## II プロバイダへの各国の対応

インターネット上のコミュニケーションは、多くの場合プロバイダを介して行われるため、プロバイダは著作権侵害を初めとする権利侵害対策において大きな役割を果たす。例えばプロバイダは、著作権侵害があった場合、侵害物の削除等の措置を講じることが技術上可能である。しかしそのためにインターネット上のあらゆる著作権侵害の責任を問われることとなると、サービスの提供が著しく困難となるため、各国は一定の条件のもとでプ

年2月現在、運用は始まっていない模様である（前掲注(35)）。

<sup>72</sup> Ben Sisario, "U.S. Charges Popular Site With Piracy," *New York Times*, 20 Jan 2012, p.B.1.

<sup>73</sup> 2003年の上院司法委員会のヒアリングにおいて、メアリーベス・ピーターズ著作権局長（当時）が陳述した。"Pornography, Technology, and Process: Problems and Solutions on Peer-to-Peer Networks," Hearing on S. 1722 Before the S. Comm. on the Judiciary, 108th Cong. (2003) (Statement of Marybeth Peters, Register of Copyrights) <<http://www.copyright.gov/docs/regstat090903.html>>

<sup>74</sup> 18 U.S.C. §2319

<sup>75</sup> 180日間に小売価額2,500ドルを超える価値の複製物を作成した場合。その他の場合は、1年以下の自由刑若しくは10万ドル以下の罰金又はこれらが併科される。

<sup>76</sup> 17 U.S.C. §506(a)(1)(A)

<sup>77</sup> 17 U.S.C. §506(a)(1)(B); 18 U.S.C. §2319(c)(3)

なお、小売価額が2,500ドル以上の場合は3年（累犯で6年）以下の自由刑若しくは25万ドル以下の罰金、又はこれらが併科される。

<sup>78</sup> マーシャル・A.リーファー（牧野和夫監訳）『アメリカ著作権法』レクシスネクシス・ジャパン、2008、p.634.（原書名：Marshall A. Leaffer, *Understanding copyright law. (4th ed.)* 2005.）

<sup>79</sup> United States Department of Justice, Computer Crime & Intellectual Property Section, Criminal Division, "Prosecuting Intellectual Property Crimes," Third Edition, September 2006. <<http://www.justice.gov/criminal/cybercrime/docs/ipma2006.pdf>>

<sup>80</sup> 米国著作権局のウェブサイトでは、ファイル共有ソフトからのダウンロードに対していかなる制裁が科されるか解説されているが、損害賠償についての記述しかなく、刑事罰についての記述は見当たらないことから、損害賠償が主な救済手段として用いられていると考えられる。"Is it legal to download works from peer-to-peer networks and if not, what is the penalty for doing so?"

<<http://www.copyright.gov/help/faq/faq-fairuse.html#p2p>>

ロバイダの責任を制限する法制度を設けている。なお、インターネット上の権利侵害には、著作権侵害だけでなく名誉棄損やプライバシー侵害等も含まれるが、それぞれに個別の法で対処するか、全分野に適用される法を制定するかについては、各国で異なる。また、プロバイダ責任制限法制においては、法令では詳細な要件が定められておらず、判例や業界団体の自主規制が実質的なルール形成において果たす役割が大きいとされる<sup>81</sup>が、その程度も国により異なる。なお、インターネット上の違法行為は匿名で行われることが多いため、プロバイダに対する侵害者（発信者）情報の開示請求を可能とする規定もあるが、ここでは省略する。

## 1 アメリカ及び韓国

アメリカは、プロバイダの責任制限について分野別の法で対処しており、著作権侵害については連邦著作権法に関連規定が置かれている。同法は、プロバイダのサービスを4種類<sup>82</sup>に分けそれぞれに関する規定を置いているが、ここでは通常もっとも問題となるホスティング・サービス<sup>83</sup>に関する規定を紹介する。以下、プロバイダとは、ホスティング・サービスの提供者を指す。

同法によればプロバイダは、利用者による行為が著作権侵害に当たることを現実に知らない、侵害行為に直接起因する経済的利益を受けない等の要件<sup>84</sup>を満たし、かつ、プロバイダが著作権者等から著作権侵害が行われている旨の通知を受けた場合、ただちに当該侵害情報を削除する、いわゆる「ノーティス・アンド・テイクダウン手続」をとった場合、損害賠償責任等を免除される<sup>85</sup>。ただし、プロバイダによる過剰な削除を防ぐために、次の規定が設けられている。まず権利者等は、故意に虚偽の通知を行った場合、そのために生じた全ての損害を賠償する責任を負うこととされている<sup>86</sup>。また、プロバイダは、削除を行うことを速やかに発信者に通知し、発信者から削除が錯誤又は誤認に基づき行われたこと等を主張する反対通知が行われた場合、著作権者等が差止訴訟を提起しない限り、10から14営業日以内に当該侵害情報を元に戻さなければならないとされている<sup>87</sup>。

韓国も、著作権侵害に係るプロバイダの責任制限については著作権法で定めており、アメリカと類似の「ノーティス・アンド・テイクダウン手続」を設けている<sup>88</sup>。

## 2 EU

EU は、いわゆる「電子商取引指令<sup>89</sup>」により、著作権に限らず様々な権利侵害につい

<sup>81</sup> 生貝直人『情報社会と共同規制—インターネット政策の国際比較制度研究』勁草書房、2011、p.110.

<sup>82</sup> 接続サービス、システム・キャッシング、ホスティング・サービス、情報検索ツールの4種である。

<sup>83</sup> プロバイダが運営するシステム又はネットワーク上に、使用者の指示により情報を蓄積するサービスである。

<sup>84</sup> 他に、①侵害行為が明白となる事実若しくは状況を知らない、②侵害行為が行われていることを知った場合速やかに侵害物を除去し若しくはアクセスを解除する、③「ノーティス・アンド・テイクダウン」の通知を受ける代理人に関する情報を提供する、④反復侵害者に対し一定の条件のもとで契約を解除する、⑤標準的な技術的手段を導入しかつこれを阻害しないという要件がある。

<sup>85</sup> 17 U.S.C.§512(c)

<sup>86</sup> 17 U.S.C.§512(f)

<sup>87</sup> 17 U.S.C.§512(g)

<sup>88</sup> 韓国著作権法第103条

<sup>89</sup> Directive 2000/31/EC of the European Parliament and of the Council of 8 June 2000 on certain legal

てプロバイダの責任制限の措置を講じることを加盟国に求めている。同指令は、プロバイダのサービスを接続サービス、システム・キャッシング及びホスティングの3種類に分けているが、ここではアメリカと同様にホスティングに関する規定を紹介する。以下プロバイダとは、ホスティング・サービスの提供者を指す。

同指令によれば加盟国は、プロバイダが違法行為や情報について知らない場合、又は違法行為や情報について知ってから直ちに当該情報の削除又はアクセス停止を行った場合、プロバイダが当該情報の責任を負わないこととしなければならない<sup>90</sup>。なお、同指令の国内法化に当たっては、産業界による自主的な行動規定の策定が推奨されている<sup>91</sup>。例えば、イギリスは、同指令に対応するため電子商取引規則<sup>92</sup>を制定したが、情報削除等の手続については、プロバイダの活動分野によって状況が大きく異なることなどを理由として、具体的な規定を設けることはせず、従来どおり産業界の自主的な取組みに任せられるべきであるとしている<sup>93</sup>。

### 3 日本

我が国は、「特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律」（平成13年法律第137号。以下、プロバイダ責任制限法）により、インターネット上の権利侵害一般に係るプロバイダの責任制限について規定している。同法によれば、プロバイダは、その提供するサービス上の「情報の流通によって他人の権利が侵害されていることを知っていたとき」又は、情報の流通を知っていた場合であって、それにより「他人の権利が侵害されていることを知る事ができた」と認めるに足りる相当の理由があるときでなければ、侵害情報の送信を防止する措置を講じなくても、損害賠償責任を負わないとされている<sup>94</sup>。プロバイダが講じることを求められる措置については、電気事業者団体及び権利者等からなる協議会が分野別にガイドラインを策定している。同協議会が策定した著作権に関するガイドライン<sup>95</sup>によれば、プロバイダは権利者から著作権侵害に関する申出を受けた場合、事実確認を行い、侵害情報の削除等の措置を講じるものとされている。なお、申出が著作権等管理事業者を初めとする「信頼性確認団体<sup>96</sup>」を通じて行われ、同団体が事実確認の一部を行った旨の書面が添付されている場合、プロバイダは当該書面

---

aspects of information society services, in particular electronic commerce, in the Internal Market (Directive on electronic commerce)

<sup>90</sup> 電子商取引指令第14条

<sup>91</sup> 電子商取引指令第16条

<sup>92</sup> The Electronic Commerce (EC Directive) Regulations 2002 (SI 2002/2013)

<sup>93</sup> 同規則の具体的な指針を示すガイドラインによる。Department of Trade and Industry（省庁再編により現在は Department for Business, Innovation and Skills）, “A Guide for Business to the Electronic Commerce (EC DIRECTIVE) Regulations 2002,” 31 July 2002, pp.27-28. <<http://www.bis.gov.uk/files/file14635.pdf>>

また、イギリスにおける電子商取引指令の国内法化について、生貝 前掲(81), pp.117-118 を参照。

<sup>94</sup> プロバイダ責任制限法第3条第1項 なお、送信を防止する措置が技術的に不可能な場合も責任を負わないが、プロバイダ自身が侵害情報の発信者である場合は責任を負う。

<sup>95</sup> プロバイダ責任制限法ガイドライン等検討協議会「プロバイダ責任制限法著作権関係ガイドライン」（初版：平成14年5月 再版：平成15年11月）

<[http://www.telesa.or.jp/consortium/provider/pdf/provider\\_031111\\_1.pdf](http://www.telesa.or.jp/consortium/provider/pdf/provider_031111_1.pdf)>

<sup>96</sup> JASRACをはじめ12団体が掲げられている。「プロバイダ責任制限法 著作権関係信頼性確認団体（2012年1月20日現在）」

<[http://www.telesa.or.jp/consortium/provider/pdf/copyright\\_recognized\\_org\\_20110930.pdf](http://www.telesa.or.jp/consortium/provider/pdf/copyright_recognized_org_20110930.pdf)>

等を確認することで適切な確認がなされているとの判断をすることができる。ただし、同ガイドラインは、プロバイダにこれに従った対応をとることを期待するものであり、プロバイダの義務を定めるような法的拘束力のあるものではない。そのため、同法について、プロバイダに送信防止措置等の作為義務が生じる範囲が不明確であるとの指摘がある<sup>97</sup>が、総務省の研究会はプロバイダ責任制限法の検証に関する提言<sup>98</sup>のなかで、「作為義務が生じる場合について法律上明示することは困難な状況である上、各種ガイドラインがおおむね適正に運用されていることからすると、作為義務が生じる場合について法律上明確化すべき必要はない」としている。

なお、同研究会は「ノーティス・アンド・テイクダウン」及び「スリーストライク制」の我が国での導入についても提言のなかで触れている。前者については、制度が濫用される可能性があり、また現行制度でも一定程度速やかに削除等が行われていることから慎重な検討が必要であるとしている<sup>99</sup>。後者のうち、インターネット接続停止を伴う制度（フランス型）については、表現の自由及び通信の秘密を侵害するものであり実効性にも疑問が残るため、その導入は適当でないとしている。またアカウントの利用制限を伴う制度（韓国型）については、「表現の自由、通信の秘密の保護の観点等に留意しつつ、民間による自主的な取組を注視していくことが適当である」としている<sup>100</sup>。

## おわりに

あらゆるコンテンツがインターネット上で流通する現代社会において、知的財産権の保護は重要な課題である。インターネット上の著作権侵害は我が国に限らず諸外国でも問題となっており、各国で様々な対応が講じられているが、未だ適切な方策の確立には至っていない。こうした各国の状況を踏まえ、著作物の保護と利用の両者に配慮しつつ、我が国の文化の発展にとってよりよい制度を作り上げていくことが望まれる。

---

<sup>97</sup> 知的財産戦略本部コンテンツ強化専門調査会インターネット上の著作権侵害コンテンツ対策に関するワーキンググループ『インターネット上の著作権侵害コンテンツ対策について（報告）』2010.5.18, p.19.

<[http://www.kantei.go.jp/jp/singi/titeki2/tyousakai/contents\\_kyouka/siryou/20100601wg\\_houkoku.pdf](http://www.kantei.go.jp/jp/singi/titeki2/tyousakai/contents_kyouka/siryou/20100601wg_houkoku.pdf)>

<sup>98</sup> 利用者視点を踏まえた ICT サービスに係る諸問題に関する研究会『プロバイダ責任制限法検証に関する提言』2011.7, p.19. <[http://www.soumu.go.jp/main\\_content/000122708.pdf](http://www.soumu.go.jp/main_content/000122708.pdf)>

<sup>99</sup> 同上, pp.42-44.

<sup>100</sup> 同上, pp.44-49.

表 インターネット上の著作権侵害に関する各国の法制度

	アメリカ	イギリス	ドイツ	フランス	韓国	日本
著作権侵害者対象	著作権侵害行為に対し、刑事罰（商業的利益等を目的とした場合、5年以下の自由刑若しくは25万ドル以下の罰金又はこれらの併科）が科される（連邦著作権法第506条 連邦刑法・刑事訴訟法第2319条）。 ※刑事訴追は運用上、組織的な犯罪が対象。	反復的な著作権侵害者は、インターネット接続速度の制限等の「技術的措置」(technical measure)を受ける可能性がある（デジタル経済法第3条ほか）。 ※実際の運用は未だなし ※営利目的の著作権侵害罪について刑事罰（罰金若しくは10年を超えない期間の禁錮又は併科）あり（イギリス著作権法第107条）	違法ダウンロードを含む著作権侵害行為に対し、刑事罰（3年以下の自由刑又は罰金刑）が科される（ドイツ著作権法第106条）。	スリーストライク制あり。 2度の勧告を受け、なお著作権侵害行為を行う者に、主刑として3年以下の禁錮刑又は30万ユーロ以下の罰金刑、補充刑として1年以下のインターネット接続停止が科される（知的所有権法典第331-24条ほか）。	スリーストライク制あり。 3回以上の警告を受け、なお著作権侵害行為を行う者は、最大6か月間アカウントを停止される（韓国著作権法第133条の2ほか）。 ※著作権侵害罪について刑事罰（5年以下の懲役若しくは5千万ウォン以下の罰金又は併科）あり（韓国著作権法第136条第1項）	違法アップロード（配信）：刑事罰あり（10年以下の懲役若しくは1000万円以下の罰金又はこれらの併科） 違法ダウンロード（複製）：刑事罰なし（著作権法第119条第1項）
※プロバイダ対象	「ノーティス・アンド・テイクダウン手続」による免責規定あり（連邦著作権法第512条）	EU			「ノーティス・アンド・テイクダウン手続」による免責規定あり（韓国著作権法第103条）。	プロバイダは、①権利侵害を知っていたとき又は②権利侵害を知ることができたと認めるに足りる相当の理由があるときでなければ、損害賠償責任を負わない（プロバイダ責任制限法第3条第1項）。詳細はガイドラインで規定。
		EU 電子商取引指令に基づき、加盟国は次の規定の国内法化を義務づけられている。各国法は下段参照。 加盟国は、プロバイダが①違法行為や情報について知らない、又は②違法行為や情報について知ってから直ちに当該情報の削除又はアクセス停止を行った場合、プロバイダが当該情報の責任を負わないこととしなければならない（電子商取引指令第14条）。	電子商取引規則第19条	テレメディア法第10条	デジタル経済法第6条	

※プロバイダを対象とする制度は、プロバイダへの規制ではなく、権利侵害に対するプロバイダの免責要件を定めるものである。

（出典）上段は筆者作成。下段は、利用者視点を踏まえたICTサービスに係る諸問題に関する研究会『プロバイダ責任制限法検証に関する提言』を基に筆者作成。